京都大学大学院工学研究科・工学部図書室ラーニングコモンズ利用要領

令和４年５月１日
工学研究科・工学部図書委員会決定

（趣旨）

第１条　この要領は、京都大学大学院工学研究科・工学部（吉田）図書室規程（平成１６年４月１日制定。以下「規程」という。）第２９条の規定に基づき、京都大学大学院工学研究科・工学部図書室ラーニングコモンズ（以下「ラーニングコモンズ」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

（ラーニングコモンズ）

第２条　京都大学大学院工学研究科・工学部に、教育・学習及び研究、それらに関連する課外活動等の目的のために次に掲げるラーニングコモンズを置く。

(1)工学研究科・工学部北図書室ラーニングコモンズ

(2)工学研究科・工学部南図書室ラーニングコモンズ

（利用資格）

第３条　ラーニングコモンズを利用することができる者は、規程第４条第１項第１号から第３号までに定める者とする。

（利用時間）

第４条　ラーニングコモンズの利用時間は、工学研究科・工学部図書室開室日の午前９時から午後５時までとする。

（利用予約）

第５条　利用者は、次の各号を満たす場合、所定の手続を経てラーニングコモンズの一定の区画またはすべてについて利用を予約することができる。

(1) ５人以上のグループで利用すること。

(2) 予約時間が、開室日の午前９時から閉室時刻の３０分前までの間であること。

２　予約は、原則として１回につき３時間以内とし、他に予約がない場合に限り３時間を超えて予約することができる。

３　予約の開始時刻から３０分を過ぎても利用が開始されない場合は、利用をキャンセルしたものとみなす。

（予約手続）

第６条　予約手続は、電子メール又は工学研究科・工学部図書室のカウンターで受け付けるものとする。

２　予約手続は、利用日の１か月前から１週間前までの間に受け付ける。

（予約の取消し又は変更）

第７条　図書委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は予約の許可を取り消すことができる。

(1) 当該予約をした利用者が第１０条に掲げる遵守事項に違反した場合

(2) 予約手続において虚偽の記載があった場合

２　図書委員長は、やむを得ない事情が生じた場合は、予約した者に予約の変更を指示する

ことができる。

（利用に伴う責任）

第８条　利用者は、その責に帰すべき事由によりラーニングコモンズ内に設置された什器等をき損したときは、直ちに図書委員長に申し出なければならない。

２　図書委員長は、ラーニングコモンズ内に設置された什器等をき損した者に対し、弁償を求めることができる。

３　前項による弁償は、同一のものによることを原則とする。

（利用停止）

第９条　図書委員長は、この要領に違反した利用者のラーニングコモンズの利用を停止することができる。

（遵守事項）

第１０条　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ラーニングコモンズに掲示されている注意事項に従って利用すること。

(2) ラーニングコモンズを、政治的及び宗教的な勧誘、示威行為、営利目的の利用、公序良俗に反する利用その他第２条に合致しない目的で利用しないこと。

(3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

附　則

この要領は、令和４年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１０月３０日から施行する。